

地域福祉

1 第3次函館市地域福祉計画 ～共に支え合う社会をめざして～

(1) 計画策定の趣旨等

ア 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行，地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化，さらには，生活の質や豊かさを重視する志向の高まりなど，地域社会を取り巻く環境が大きく変化してきています。

また，引きこもりや支援拒否などによる社会からの孤立，虐待，暴力などの社会問題が増加してきているなかで，これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題，例えば，公的な制度の対象としてはふさわしくないニーズや制度の谷間にある人への支援，あるいは個々の制度だけでは不十分となるケースへの対応などの課題が生じてきています。

このため，行政に加えて，住民や地域が主体的に活動し，三者が問題意識を共有しながら連携することによって，誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる「共に支え合う社会」を構築することが求められています。

イ 地域福祉とは何か

地域福祉とは，地域住民や社会福祉法人，ボランティア，事業者などが相互に協力して，福祉サービスを必要とする人も必要としない人も，同じ地域社会の一員として日常生活を営み，自分の意思で様々な社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことです。

地域福祉を進めていくためには，すべての市民が福祉に対する理解を深め，地域での各種活動に積極的に参加するとともに，地域で活動する団体，事業者などと様々な情報を共有するなどにより，住民・地域・行政が相互に連携・協力していくことが大切です。

ウ 計画の位置付け

公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題を解決するためには，地域福祉という考え方を共有し，地域における支え合いの仕組みとして取り組んでいく必要があります。

地域におけるこれらの課題は，誰にも起こり得るものであり，住民の間でそれを共有し，解決に向かうような仕組みをつくっていくことは，地域の人々が安全・安心に暮らせることにつながっていくものと考えます。

本市においては，そのような仕組みづくりをめざし，平成16年度に地域福祉計画を策定し，地域福祉の理念の普及に努めるとともに，地域福祉についてより具体的に取り組むため，平成20年度には第2次函館市地域福祉計画を策定しました。

第2次計画では，地域福祉コーディネーターの配置やモデル地区の指定により，様々な取組みを実践してきましたが，地域福祉のさらなる展開を図るため，第3次函館市地域福祉計画を策定しました。

エ 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 か年です。

(2) 地域福祉の基本理念

ア 住民参加

障がいの有無、年齢、性別など、人間にはそれぞれ異なった個性や特性がありますが、こうした特性等を超えて、すべての市民に地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が平等に保障されなければなりません。

そして、このような社会は、福祉サービスを必要とする人にも必要としない人にも等しく望ましい社会であるという意識を共有しなければ達成できるものではありません。

したがって、このような意識を共有し、地域福祉を推進していくためには、計画の策定段階から具体的取組みにいたるさまざまな場面において、住民の主体的な参加を進めていくことが必要です。

イ 共に生きる社会づくり

地域福祉を推進するうえでは、人間の持つ多様性を互いに認め合い、地域社会への参加を促しながら、地域で共に生きる住民相互が連携し心のつながりを育むことが必要です。また、福祉サービスの利用にあたっては、利用者個人の尊厳や基本的人権が尊重されるよう、地域全体で擁護できる仕組みづくりを進めることが必要です。

ウ 男女共同参画

男性も女性も共に、日々の暮らしのなかで地域の課題に目を向け、社会の対等な構成員として、それらの課題解決に向けた意思決定や諸活動に参画していくことが必要であり、地域福祉を推進するための諸活動は、男女共同参画の視点で展開されることが大切です。

エ 福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会における問題を自らの問題としてとらえ、事業者とも連携しながら福祉サービスの提供に主体的に関わることが重要であり、また、福祉サービスを提供する事業者も自らのサービス提供のあり方に常に目を向け、利用者の立場に立って検証する必要があります。

このような活動の積み重ねが、それぞれの地域における個性ある福祉、すなわち福祉文化を創造していくことにつながります。

(3) 計画の基本的方策

ア 地域での支援体制の構築

すべての住民が同じ地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、地域とのつながりを大切にするとともに、地域住民や行政、事業者が共に連携・協力するなかで、保健・医療・福祉などのサービスについて、気軽に相談を受け、必要な情報を提供することにより、安全・安心に暮らすことができるよう、地域での支援体制の整備を進めます。

イ 住民参加・人材育成の促進

地域住民の地域における自立した生活を支援するためには、住民自らも「サービスの担い手」としての意識を高めながら、主体的に活動へ参加していくことが重要であり、そのためにも、生きがいつくりや交流事業などの充実に努めるほか、活動への参加機会の提供、さらには人材の養成・確保のための事業への参加の促進を図ります。

ウ 活動団体の連携体制の整備

少子高齢化や核家族化の進行などにより、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題が生じてきていることから、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応することを原則としつつ、住民や地域が主体的に関わる「共に支え合う社会」の構築が求められています。

このため、多様な民間の活動団体が担い手となり、相互に連携することによって、それぞれの団体が有する情報を共有するとともに、専門的な知識・能力を活用しながら、きめ細かな活動を行うことにより地域の課題の解決をめざします。

エ 情報の共有化の促進

地域における福祉の実情をよく把握している町会や民生委員・児童委員、在宅福祉委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどでは、それぞれが地域で活動し、様々な支援を行っていますが、個々が持つ情報を共有化することにより、地域で支援を必要とする人への対応が円滑に進められることから、基本的人権に配慮しながら、情報の共有化を促進します。

オ 地域資源の活用

地域福祉の目的の一つは、地域住民の参加を促し、地域のなかで共に支え合う体制を構築することですが、その実現のためには、身近な地域で相談し、地域住民が必要な情報を得られることが重要であり、また、住民と地域において活動している人との交流などが求められていることから、地域の身近な交流の場としての町会館などの利用のほか、地域包括支援センターや福祉施設などが有する情報とともに、施設職員が有する知識を生かす取組みを促進します。

カ 共に支え合う意識づくり

地域の課題について公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができなくなっている状況を踏まえ、地域福祉を推進するためには、その意義を市民自らが理解し、責任と自覚を持って参加していくことが重要であり、福祉サービスの受け手が場合によっては担い手になることもできることから、共に支え合う意識づくりに取り組みます。

2 福祉コミュニティエリアの整備

(1) 福祉コミュニティエリア整備事業の目的

既成市街地のなかで、交通アクセスに優れた良好な環境の住宅地であり、約8haの広さがある日吉4丁目市営住宅団地跡地等に、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、安全で安心して快適に暮らし続けられる住まいをはじめ、在宅の高齢者や障がいのある方などを支援する各種サービスを提供する事業所のほか、在宅での生活が困難な方々のための施設などを整備するとともに、ふれあいや生きがいを持って、共に支え合う地域コミュニティを形成することで、誰もが生涯にわたって活躍し、地域福が実践され、地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとして、新たなまちづくりを目指します。

(2) 福祉コミュニティエリア整備事業者の代表法人

医療法人社団善智寿会

(3) 経過・今後予定

平成26年	2月	「福祉コミュニティエリア整備に係る基本的な考え方」の策定
	27年	3月 「福祉コミュニティエリア整備基本構想」の策定
		4月～ 福祉コミュニティエリア開発事業者募集に係る事前エントリーの受付開始
	～	8月 事前エントリー受付参加者との意見交換
	11月	政策会議（事業者選定にあたっての基本的な方針について）
	12月	開発事業者プロポーザルの開始
28年	3月	事業予定者の選定・決定
	7月	事業予定者による事業計画書の提出
	8月	事業協定、土地売買仮契約の締結 地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業）の認定
	9月	土地売払いの市議会議決、売買代金の支払い、土地の引渡し
	10月～	事業者による開発行為（整備事業）の開始
29年度		宅地の分譲開始、介護施設6か所、多世代交流施設等の整備
～30年度		各種施設順次オープン

(4) 福祉コミュニティエリアに整備予定の施設や機能

住まい（戸建て住宅、集合住宅、サービス付き高齢者向け住宅など）、多世代交流施設、メディカルモール（在宅療養支援診療所など）、広域型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設、複合型サービスの介護施設6施設223床、院内保育所、託児所、総合相談窓口、就労支援サービス、生活支援サービス、コミュニティ・カフェレストラン、フィットネスクラブ、生活利便施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど）、道路、公園、広場、共同駐車場 など